

工事（修繕）請書

- 1 工事（修繕）番号 第 一 号
- 2 工事（修繕）名称
- 3 工事（修繕）場所
- 4 工事（修繕）内容 岡山県広域水道企業団の指示した設計書、仕様書及び図面等による。
- 5 工 期 着手 平成 年 月 日
完成 平成 年 月 日
- 6 契約金額 金 円
(うち消費税額及び地方消費税の額 円)

上記のことについて、岡山県広域水道企業団会計規程（昭和 59 年岡山県吉井川広域水道企業団企業管理規程第 3 号）に基づき、契約を締結しましたので、次の事項を遵守の上履行いたします。

- (1) 工事（修繕）物件について、貴企業団の指示する箇所を貴企業団の指示に従い工事（修繕）し、検査を受けること。
- (2) この契約により請人に生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継しないこと。
- (3) 役員等が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- (4) この契約の履行に際して請人の責めに帰する理由により貴企業団又は第三者に損害を及ぼしたときは、請人がその損害を賠償すること。
- (5) 本件工事（修繕）を完了したときは、工事（修繕）完了届を提出し、請人が立会いの下検査を受け、当該検査に合格した後引渡しをすること。
- (6) 工事（修繕）金額は、貴企業団の検査終了後に、請求すること。
- (7) 天災その他やむを得ない事由により、請人が頭書の工期内に本件工事（修繕）を完了することができないときは、その都度遅滞なく、当該遅延理由、延期希望日数等を詳記した期限延長の申請書を貴企業団に提出すること。
- (8) 工期内若しくは工期満了後相当の期間内に請人が本件工事（修繕）を完了しないとき若しくは完了しないことが明らかであると貴企業団が認めたとき、請人が貴企業団の行う検査の執行を妨げたとき又は請人がこの請書の各号のいずれかに違反したときは、いつでもこの契約を解除せられ、違約金として契約金額の 100 分の 10 に相当する金額を納付すること。
- (9) 修繕物件のかしについては、引き渡した日から 2 年間担保の責めを負うこと。
- (10) この契約の締結に要する費用及び修繕物件の引渡しに至るまでに必要な全ての費用は、請人が負担すること。
- (11) この請書及び岡山県広域水道企業団会計規程に定めがない事項で必要があるとき並びにこの契約について紛争を生じたときは、貴企業団及び請人において協議して定めること。

平成 年 月 日

岡山県広域水道企業団企業長 殿

請人

住所

氏名

㊟